

平成29年 2 月15日開会

# 平成29年 2 月徳島県議会定例会議案 (その3)



## 目 次

第 52 号	平成28年度徳島県一般会計補正予算（第5号）	1頁
第 53 号	平成28年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）	19
第 54 号	平成28年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）	21
第 55 号	平成28年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	23
第 56 号	平成28年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）	25
第 57 号	平成28年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	27
第 58 号	平成28年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	29
第 59 号	平成28年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）	31
第 60 号	平成28年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	33
第 61 号	平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）	35
第 62 号	平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）	37
第 63 号	平成28年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）	39
第 64 号	平成28年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）	43
第 65 号	平成28年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）	45
第 66 号	平成28年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）	47
第 67 号	平成28年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）	49
第 68 号	平成28年度徳島県病院事業会計補正予算（第1号）	51
第 69 号	平成28年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）	55
第 70 号	平成28年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	57
第 71 号	平成28年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第1号）	59
第 72 号	徳島県税条例等の一部改正について	61



## 第 52 号

## 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第5号）

平成28年度徳島県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,408,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ486,788,313千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 77,500,000	千円 △2,500,000	千円 75,000,000
	1 県 民 税	28,154,718	△1,300,000	26,854,718
	3 地 方 消 費 税	12,913,049	△1,200,000	11,713,049
2 地 方 消 費 税 清 算 金		27,610,407	△1,859,407	25,751,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	27,610,407	△1,859,407	25,751,000
3 地 方 讓 与 税		12,500,000	△546,211	11,953,789
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税	10,788,000	△492,742	10,295,258
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	1,613,000	△45,690	1,567,310
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	95,000	△6,335	88,665
	4 航 空 機 燃 料 讓 与 税	4,000	△1,444	2,556
4 地 方 特 例 交 付 金		135,000	47,276	182,276
	1 地 方 特 例 交 付 金	135,000	47,276	182,276
5 地 方 交 付 税		143,200,000	5,900,655	149,100,655
	1 地 方 交 付 税	143,200,000	5,900,655	149,100,655

7 分担金及び負担金		965,309	△167,753	797,556
	1 分担金	420,942	△92,271	328,671
	2 負担金	544,367	△75,482	468,885
8 使用料及び手数料		6,315,712	△239,404	6,076,308
	1 使用料	4,668,189	△135,835	4,532,354
	2 手数料	1,647,523	△103,569	1,543,954
9 国庫支出金		67,520,153	△10,991,965	56,528,188
	1 国庫負担金	32,857,014	△6,722,437	26,134,577
	2 国庫補助金	32,912,400	△4,107,756	28,804,644
	3 委託金	1,750,739	△161,772	1,588,967
10 財産収入		2,855,855	524,936	3,380,791
	1 財産運用収入	595,382	△152,421	442,961
	2 財産売却収入	2,260,473	677,357	2,937,830
11 寄附金		823,150	59,166	882,316
	1 寄附金	823,150	59,166	882,316
12 繰入金		84,415,749	△4,332,766	80,082,983
	1 特別会計繰入金	64,299,552	△67,985	64,231,567

	2 基金繰入金	20,116,197	△4,264,781	15,851,416
13 繰越金		6,598,115	221,044	6,819,159
	1 繰越金	6,598,115	221,044	6,819,159
14 諸収入		17,406,363	△683,071	16,723,292
	1 延滞金, 加算金及び過料等	100,710	△11,000	89,710
	2 県預金利子	13,177	△4,956	8,221
	4 貸付金元利収入	4,492,569	△131,942	4,360,627
	5 受託事業収入	941,329	△125,033	816,296
	6 収益事業収入	3,185,702	△758,452	2,427,250
	7 利子割精算金収入	1,989	△1,784	205
	8 雑収入	4,620,887	350,096	4,970,983
15 県債		63,061,000	△9,841,000	53,220,000
	1 県債	63,061,000	△9,841,000	53,220,000
歳入合計		511,196,813	△24,408,500	486,788,313



## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 977,578	千円 20,260	千円 997,838
	1 議会費	977,578	20,260	997,838
2 総務費		32,979,459	882,351	33,861,810
	1 総務管理費	16,663,010	2,121,316	18,784,326
	2 企画費	6,202,230	△170,304	6,031,926
	3 徴税費	2,493,085	△31,089	2,461,996
	4 市町村振興費	2,012,666	△902,594	1,110,072
	5 選挙費	498,117	△52,144	445,973
	6 防災費	4,483,461	△88,238	4,395,223
	7 統計調査費	314,388	△4,281	310,107
	8 人事委員会費	132,010	3,843	135,853
	9 監査委員費	180,492	5,842	186,334
3 民生費		63,258,360	△1,682,871	61,575,489
	1 社会福祉費	45,947,597	△1,747,657	44,199,940
	2 児童福祉費	11,955,785	150,738	12,106,523

	3 生活保護費	5,354,978	△85,952	5,269,026
4 衛生費		26,842,272	△1,435,111	25,407,161
	1 公衆衛生費	6,127,145	△469,075	5,658,070
	2 環境衛生費	3,174,743	△235,085	2,939,658
	3 保健所費	1,355,585	29,345	1,384,930
	4 医薬費	8,522,697	△700,609	7,822,088
	5 病院事業費	7,662,102	△59,687	7,602,415
5 労働費		5,653,471	△54,547	5,598,924
	1 労政費	4,263,116	△49,818	4,213,298
	2 職業訓練費	1,279,478	△2,746	1,276,732
	3 労働委員会費	110,877	△1,983	108,894
6 農林水産業費		36,734,091	△4,107,269	32,626,822
	1 農業費	5,388,545	△464,115	4,924,430
	2 園芸費	1,455,708	332,020	1,787,728
	3 畜産業費	1,424,924	32,320	1,457,244
	4 農地費	12,191,702	△1,961,882	10,229,820
	5 林業費	13,556,890	△1,755,866	11,801,024

	6 水産業費	2,716,322	△289,746	2,426,576
7 商工費		63,820,003	△46,220	63,773,783
	1 商業費	58,819,630	△3,125	58,816,505
	2 工鉦業費	3,433,212	△56,106	3,377,106
	3 観光費	1,567,161	13,011	1,580,172
8 土木費		55,196,027	△5,665,703	49,530,324
	1 土木管理費	4,245,689	△430,471	3,815,218
	2 道路橋りょう費	25,312,851	△2,635,572	22,677,279
	3 河川海岸費	16,206,920	△2,173,175	14,033,745
	4 港湾費	3,547,254	△409,448	3,137,806
	5 都市計画費	3,629,406	△406,036	3,223,370
	6 住宅費	2,253,907	388,999	2,642,906
9 警察費		21,290,502	329,971	21,620,473
	1 警察管理費	18,862,975	379,192	19,242,167
	2 警察活動費	2,427,527	△49,221	2,378,306
10 教育費		86,773,690	△2,641,821	84,131,869
	1 教育総務費	14,408,352	△444,751	13,963,601

	2 小 学 校 費	25,904,127	△817,258	25,086,869
	3 中 学 校 費	15,814,277	△333,787	15,480,490
	4 高 等 学 校 費	19,807,131	△700,404	19,106,727
	5 特 別 支 援 学 校 費	7,237,605	△324,731	6,912,874
	6 社 会 教 育 費	2,380,501	△4,015	2,376,486
	7 保 健 体 育 費	1,221,697	△16,875	1,204,822
11 災 害 復 旧 費		10,357,588	△7,406,203	2,951,385
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,532,393	△707,108	825,285
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8,725,195	△6,599,095	2,126,100
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000	△100,000	0
12 公 債 費		78,063,348	△35,539	78,027,809
	1 公 債 費	78,063,348	△35,539	78,027,809
13 諸 支 出 金		29,100,424	△2,565,798	26,534,626
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	12,705,385	△905,385	11,800,000
	2 利 子 割 交 付 金	66,133	23,519	89,652
	3 配 当 割 交 付 金	1,125,956	△477,856	648,100
	4 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	732,438	△331,454	400,984

	5 地方消費税交付金	13,841,751	△931,751	12,910,000
	6 ゴルフ場利用税交付金	187,041	531	187,572
	7 特別地方消費税交付金	100	△100	0
	8 自動車取得税交付金	441,554	56,698	498,252
歳	出	合	計	
		511,196,813	△24,408,500	486,788,313

## 第2表 継続費補正

## 1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額 千円	年度	年割額 千円	総額 千円	年度	年割額 千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	出合大橋上部工業 架設工事	2,300,000	25	500,000	1,895,555	25	500,000
				26	500,000		26	500,000
				27	500,000		27	500,000
				28	800,000		28	395,555

## 第3表 繰越明許費補正

## 1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎等管理費	千円 59,525

	2 企 画 費	企画調整費	43,704
		情報化促進費	24,726
		鉄道網整備促進費	13,200
		航空対策費	439,004
	6 防 災 費	防災対策指導費	88,637
		航空消防防災体制運営費	2,030,400
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	社会福祉施設整備事業費	234,000
		老人福祉施設整備事業費	536,214
	2 児 童 福 祉 費	児童健全育成対策費	18,622
		一時保護所費	64,439
		児童福祉施設整備事業費	610,195
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	健康増進普及費	7,000
	2 環 境 衛 生 費	自然公園等施設整備事業費	91,900
		廃棄物処理施設管理指導費	3,149
		上水道施設整備管理指導費	148,379
	4 医 薬 費	医療衛生費	1,289,236
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農林水産総合技術支援センター運営費	21,270

	2 園 芸 費	農業生産総合対策等事業費	950,221
	3 畜 産 業 費	畜産環境対策費	546,147
	4 農 地 費	県営かんがい排水事業費	30,600
		団体営土地改良事業費	4,800
		県単独土地改良事業費	42,124
		基幹農道整備事業費	9,180
		広域営農団地農道整備事業費	277,307
		県営農道整備事業費	7,140
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	69,000
		農業集落排水整備事業費	15,000
		経営体育成基盤整備事業費	150,960
		農業水利施設保全対策事業費	62,220
		農業水利施設保全合理化事業費	81,600
		基盤整備促進事業費	11,550
		耕地地すべり防止事業費	266,730
	湛水防除事業費	35,700	
	老朽ため池等整備事業費	410,040	

			地盤沈下対策事業費	193,800
			国営付帯県営農地防災事業費	596,700
			震災対策農業水利施設整備事業費	94,860
	5	林業費	森林整備加速化・林業飛躍事業費	200,000
			木材需要拡大奨励費	70,205
			林材業振興対策費	316,997
			林業力倍増基盤整備促進事業費	552,500
			森林環境保全整備事業費	738,187
			森林基盤整備事業費	1,070,316
			治山事業費	673,132
			林野地すべり防止事業費	64,338
			災害関連緊急治山事業費	67,096
			県単独治山事業費	4,691
	6	水産業費	県管理漁港維持補修費	39,474
			地域水産物供給基盤整備事業費	37,060
			広域漁港整備事業費	165,190
			水産物供給基盤機能保全事業費	171,938



			水域環境保全創造事業費	192,000			
			漁港海岸保全施設整備事業費	77,970			
			県単独漁港漁場整備事業費	7,000			
			水産基盤整備調査事業費	2,538			
7	商工費	3	観光費	観光施設管理運営費	106,380		
8	土木費	1	土木管理費	土木調査事業費	6,600		
				2	道路橋りょう費	道路関係市町村指導監督事務費	1,500
						高速自動車道対策事業費	25,000
						道路維持修繕費	787,942
						道路局部改良事業費	235,956
						路側整備事業費	200,277
						道路改築事業費	1,175,171
						緊急地方道路整備事業費	7,480,851
						交通安全対策事業費	138,320
						橋りょう修繕費	148,175
	3	河川海岸費	堰堤管理費			8,000	
河川海岸維持修繕費			308,874				

		河川特殊改良事業費	80,000
		広域河川改修事業費	647,798
		総合流域防災事業費	1,392,734
		地震・高潮対策河川事業費	751,310
		堰堤改良事業費	71,000
		河川管理施設長寿命化事業費	487,700
		床上浸水対策特別緊急事業費	649,000
		通常砂防事業費	327,300
		地すべり対策事業費	529,800
		急傾斜地崩壊対策事業費	347,000
		県単独砂防事業費	31,600
		砂防維持修繕費	21,600
		県単独急傾斜地崩壊対策事業費	55,477
		災害防止対策緊急事業費	99,865
		海岸侵食対策事業費	166,600
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費	160,900
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	81,300

	4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	218,652	
		県単独港湾整備事業費	57,500	
		港湾改修事業費	108,520	
		港湾海岸保全施設整備事業費	269,240	
		港湾環境整備事業費	6,100	
		港湾補修事業費	114,180	
		5 都 市 計 画 費	都市計画事業指導監督事務費	1,400
			街路事業費	10,620
			緊急地方道路整備事業費	527,862
			公園整備事業費	1,114,400
			公園維持修繕費	13,000
		6 住 宅 費	県営住宅建設事業費	28,589
	建築物耐震化推進費		28,345	
	住宅事業指導監督事務費		200	
	9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	警察署整備事業費	106,116
	10 教 育 費	6 社 会 教 育 費	青少年教育費	7,500
			少年自然の家管理運営費	710

		子ども科学館管理運営費	3,246
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	過年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	37,200
		現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	21,600
		現年発生災害林道復旧事業費	384,000
	2 土木施設災害復旧費	現年発生治山施設災害復旧事業費	38,948
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	196,000
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	1,120,000
		過年発生港湾施設災害復旧事業費	11,465
		市町村災害復旧事業監督事務費	4,000

## 2 変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	徳島学院費	千円 173,000	千円 185,000
6 農 林 水 産 業 費	4 農 地 費	地籍調査費	42,525	351,075
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	高校施設整備事業費	32,555	1,521,011
	5 特 別 支 援 学 校 費	特別支援学校施設整備事業費	27,566	54,901

## 第4表 債務負担行為補正

## 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
とくしまブランドギャラリー開設業務委託契約	平成29年度	204,500千円
国営那賀川総合農地防災事業に係る負担金	自平成29年度 至平成40年度	30,190千円

## 第5表 地方債補正

## 1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
総務管理事業	千円 1,355,000	千円 1,264,000
企画事業	1,409,000	1,396,000
市町村振興事業	800,000	30,000
防災事業	2,137,000	2,130,000
社会福祉事業	60,000	97,000
児童福祉事業	110,000	115,000
公衆衛生事業	10,000	6,000
環境衛生事業	101,000	60,000

農地事業	2,803,000	2,316,000
林業治山事業	2,782,000	1,963,000
水産事業	788,000	693,000
観光事業	128,000	123,000
道路橋りょう事業	9,485,000	8,129,000
河川海岸事業	7,629,000	6,731,000
港湾事業	1,190,000	793,000
都市計画事業	1,316,000	1,208,000
住宅事業	57,000	59,000
警察関係事業	1,070,000	1,021,000
高等学校整備事業	1,994,000	1,761,000
特別支援学校整備事業	31,000	34,000
土木施設災害復旧事業	3,182,000	814,000
公用公共用施設災害復旧事業	93,000	0
臨時財政対策債	22,000,000	19,946,000
計	63,061,000	53,220,000

## 第 53 号

## 平成28年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ453,973千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ988,246千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用度事業収入		千円 1,442,219	千円 △453,973	千円 988,246
	1 財産収入	200	△93	107
	2 繰越金	146,519	△11,159	135,360
	3 諸収入	1,295,500	△442,721	852,779
歳入	合計	1,442,219	△453,973	988,246

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 1,442,219	千円 △453,973	千円 988,246
	1 用 度 事 業 費	1,442,219	△453,973	988,246
歳 出	合 計	1,442,219	△453,973	988,246



## 第 54 号

## 平成28年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 228,899	千円 71	千円 228,970
	1 繰入金	194,817	71	194,888
歳入	合計	228,899	71	228,970

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 228,899	千円 71	千円 228,970
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	18,914	71	18,985
歳 出	合 計	228,899	71	228,970

## 第 55 号 平成28年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,226千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 215,226	千円 △10,000	千円 205,226
	1 繰 越 金	108,741	△10,000	98,741
歳 入	合 計	215,226	△10,000	205,226

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 215,226	千円 △10,000	千円 205,226
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	215,226	△10,000	205,226
歳 出	合 計	215,226	△10,000	205,226

## 第 56 号

## 平成28年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,185,445千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 124,157,597	千円 27,848	千円 124,185,445
	1 使用料及び手数料	3,000	500	3,500
	2 財産収入	500	△500	0
	4 諸収入	61,937,697	8,618	61,946,315
	5 繰越金		19,230	19,230
歳 入	合 計	124,157,597	27,848	124,185,445

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 124,157,597	千円 27,848	千円 124,185,445
	1 中小企業・雇用対策事業費	124,157,597	27,848	124,185,445
歳 出	合 計	124,157,597	27,848	124,185,445

## 第 57 号

## 平成28年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,729千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,675千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金収入		千円 27,404	千円 △16,729	千円 10,675
	2 繰越金	23,782	△16,153	7,629
	3 諸収入	3,272	△576	2,696
歳入	合計	27,404	△16,729	10,675

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 27,404	千円 △16,729	千円 10,675
	1 農業改良資金貸付金	27,404	△16,729	10,675
歳 出	合 計	27,404	△16,729	10,675



## 第 58 号

## 平成28年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86,851千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,455千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金収入		千円 102,306	千円 △86,851	千円 15,455
	1 繰入金	2,303	△1,851	452
	2 繰越金	88,648	△85,000	3,648
歳入	合計	102,306	△86,851	15,455

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 102,306	千円 △86,851	千円 15,455
	1 林業改善資金貸付金	102,306	△86,851	15,455
歳 出	合 計	102,306	△86,851	15,455

## 第 59 号

## 平成28年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,563千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,206千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 229,769	千円 △16,563	千円 213,206
	1 財産収入	114,903	7,073	121,976
	2 繰入金	114,551	△23,439	91,112
	3 繰越金	100	△92	8
	4 諸収入	215	△105	110
歳入合計		229,769	△16,563	213,206

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 229,769	千円 △16,563	千円 213,206
	1 県有林県行造林事業費	229,769	△16,563	213,206
歳 出	合 計	229,769	△16,563	213,206

## 第 60 号

## 平成28年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63,311千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,755千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 81,066	千円 △63,311	千円 17,755
	1 繰入金	1,064	△551	513
	2 繰越金	41,580	△41,580	0
	3 諸収入	38,422	△21,180	17,242
歳入	合計	81,066	△63,311	17,755

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 81,066	千円 △63,311	千円 17,755
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	81,066	△63,311	17,755
歳 出	合 計	81,066	△63,311	17,755

## 第 61 号

## 平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221,694千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,709,393千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2,931,087	千円 △221,694	千円 2,709,393
	1 財 産 収 入	929,944	△221,694	708,250
歳 入	合 計	2,931,087	△221,694	2,709,393

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 2,931,087	千円 △221,694	千円 2,709,393
	1 公用地公共用地取得事業費	2,915,916	△209,798	2,706,118
	2 土地開発基金積立金	15,171	△11,896	3,275
歳 出	合 計	2,931,087	△221,694	2,709,393

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 340,900



## 第 62 号

## 平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108,468千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,013,399千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業収入		千円 1,121,867	千円 △108,468	千円 1,013,399
	1 分担金及び負担金	302,449	△14,263	288,186
	2 国庫支出金	231,000	△65,054	165,946
	3 繰入金	390,418	△54,151	336,267
	4 県債	198,000	25,000	223,000

歳入合計	1,121,867	△108,468	1,013,399
------	-----------	----------	-----------

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		千円 1,121,867	千円 △108,468	千円 1,013,399
	1 旧吉野川流域下水道事業費	1,121,867	△108,468	1,013,399
歳出合計		1,121,867	△108,468	1,013,399

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	1 旧吉野川流域下水道事業費	旧吉野川流域下水道建設事業費	千円 67,000

## 第3表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
旧吉野川流域下水道事業	千円 198,000	千円 223,000

## 第 63 号

## 平成28年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ566,754千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,754,901千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 4,321,655	千円 △566,754	千円 3,754,901
	1 使用料及び手数料	770,098	△81	770,017
	2 財産収入	643,886	△583,918	59,968
	4 諸収入	13,671	2,140	15,811
	5 県債	1,944,000	△18,000	1,926,000

	6 繰越金		33,105	33,105
歳入	合計	4,321,655	△566,754	3,754,901

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 4,321,655	千円 △566,754	千円 3,754,901
	1 港湾等整備事業費	3,665,938	△23,009	3,642,929
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費	373,374	△350,481	22,893
	4 空港周辺整備事業費	212,343	△193,264	19,079
歳出	合計	4,321,655	△566,754	3,754,901

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 3,000
	3 徳島小松島港津田地区整備事業費	臨海土地造成事業費	11,000

## 第3表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業	千円 40,000	千円 22,000
計	1,944,000	1,926,000



## 第 64 号

## 平成28年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137,651千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184,278千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 321,929	千円 △137,651	千円 184,278
	1 財 産 収 入	923	400	1,323
	3 諸 収 入	190,749	△138,051	52,698
歳 入	合 計	321,929	△137,651	184,278

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 321,929	千円 △137,651	千円 184,278
	1 奨学金貸付金	321,929	△137,651	184,278
歳 出	合 計	321,929	△137,651	184,278



## 第 65 号

## 平成28年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134,575千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,312,575千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証 紙 収 入		千円 3,178,000	千円 134,575	千円 3,312,575
	1 証 紙 収 入	2,471,077	94,409	2,565,486
	2 繰 越 金	706,923	40,166	747,089
歳 入	合 計	3,178,000	134,575	3,312,575

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 3,178,000	千円 134,575	千円 3,312,575
	1 他 会 計 繰 出 金	3,178,000	134,575	3,312,575
歳 出	合 計	3,178,000	134,575	3,312,575

## 第 66 号

## 平成28年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000,825千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,017,175千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入		千円 116,018,000	千円 △2,000,825	千円 114,017,175
	1 繰入金	67,876,000	△825	67,875,175
	2 県債	48,142,000	△2,000,000	46,142,000
歳入合計		116,018,000	△2,000,825	114,017,175

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 116,018,000	千円 △2,000,825	千円 114,017,175
	1 公債費	116,018,000	△2,000,825	114,017,175
歳出	合計	116,018,000	△2,000,825	114,017,175

## 第2表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
借換債	千円 48,142,000	千円 46,142,000

## 第 67 号

## 平成28年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ879,869千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,360,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給与振替収入		千円 30,480,249	千円 879,869	千円 31,360,118
	1 給与振替収入	30,480,249	879,869	31,360,118
歳 入	合 計	30,480,249	879,869	31,360,118

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 30,480,249	千円 879,869	千円 31,360,118
	1 給 与 費	30,480,249	879,869	31,360,118
歳 出	合 計	30,480,249	879,869	31,360,118

## 第 68 号

## 平成28年度徳島県病院事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成28年度徳島県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)
(2) 年 間 患 者 数		
入          院	204,765人	204,533人
外          来	266,571人	255,499人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入          院	561人	560人
外          来	1,097人	1,051人
(4) 主要な建設改良事業		
病院増改築工事費	3,769,446千円	3,707,743千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収                  入			
第1款 病院事業収益	21,784,689千円	679,688千円	22,464,377千円
第1項 医業収益	18,196,509千円	730,825千円	18,927,334千円
第2項 医業外収益	3,588,180千円	△51,137千円	3,537,043千円
支                  出			
第1款 病院事業費用	22,770,212千円	1,055,801千円	23,826,013千円
第1項 医業費用	22,013,261千円	979,324千円	22,992,585千円

第2項 医 業 外 費 用	756,951千円	42,208千円	799,159千円
第3項 特 別 損 失		34,269千円	34,269千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,324,837千円」を「不足する額1,281,397千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,786千円及び過年度分損益勘定留保資金1,315,051千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,608千円及び過年度分損益勘定留保資金1,269,789千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	9,239,071千円	△31,036千円	9,208,035千円
第1項 企 業 債	4,511,000千円	△37,000千円	4,474,000千円
第2項 負 担 金	727,302千円	△30,171千円	697,131千円
第4項 補 助 金	769千円	36,135千円	36,904千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	10,563,908千円	△74,476千円	10,489,432千円
第1項 建 設 改 良 費	4,635,305千円	△74,476千円	4,560,829千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病院整備事業	千円 4,511,000	千円 4,474,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	11,342,292千円	395,943千円	11,738,235千円



(たな卸資産の購入限度額)

第7条 予算第9条中「4,820,000千円」を「5,500,000千円」に改める。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 69 号

## 平成28年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度徳島県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（補正前）	（補正後）
(1) 供給電力量	水力発電所	326,100,000 k W h	374,789,298 k W h
	太陽光発電所	4,636,000 k W h	5,236,620 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	883,378千円	851,834千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	3,321,494千円	104,567千円	3,426,061千円
第1項 営業収益	3,292,824千円	115,459千円	3,408,283千円
第2項 財務収益	21,177千円	△10,084千円	11,093千円
第3項 事業外収益	7,493千円	△808千円	6,685千円
支 出			
第1款 事業費用	3,033,796千円	△65,537千円	2,968,259千円
第1項 営業費用	2,917,933千円	△118,933千円	2,799,000千円
第3項 事業外費用	110,851千円	53,396千円	164,247千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,310,441千円」を「不足する額1,279,119千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,380千円、中小水力発電開発改良積立金578,957千円及び過年度分損益勘定留保資金666,104千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額113,382千円」に、

千円，建設改良積立金322,000千円，中小水力発電開発改良積立金578,957千円及び過年度分損益勘定留保資金264,780千円」に改め，資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	472,937千円	78千円	473,015千円
第1項 固定資産売却代	783千円	78千円	861千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,783,378千円	△31,244千円	1,752,134千円
第1項 建設改良費	883,378千円	△31,544千円	851,834千円
第2項 投 資	900,000千円	300千円	900,300千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,058,246千円	△76,579千円	981,667千円

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 70 号

## 平成28年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 平成28年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)		(補正前)	(補正後)
(2) 年間総給水量	66,546,800m <sup>3</sup>	66,313,030m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	38,624,300m <sup>3</sup>	38,534,280m <sup>3</sup>
			阿南工業用水道	27,922,500m <sup>3</sup>	27,778,750m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	182,320m <sup>3</sup>	181,679m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	105,820m <sup>3</sup>	105,573m <sup>3</sup>
			阿南工業用水道	76,500m <sup>3</sup>	76,106m <sup>3</sup>
(4) 建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	748,200千円	620,713千円
			阿南工業用水道改良工事	567,359千円	331,348千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	1,208,510千円	△6,214千円	1,202,296千円
第1項 営業収益	1,145,399千円	△5,799千円	1,139,600千円
第2項 営業外収益	63,111千円	△415千円	62,696千円
支 出			
第1款 事業費用	1,110,161千円	△80,749千円	1,029,412千円
第1項 営業費用	1,039,336千円	△76,424千円	962,912千円
第2項 営業外費用	70,825千円	△4,325千円	66,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額595,368千円」を「不足する額84,270千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額96,520千円、減債積立金188,000千円及び過年度分損益勘定留保資金310,848千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,525千円及び減債積立金13,745千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	909,003千円	147,600千円	1,056,603千円
第3項 補助金	9,000千円	147,600千円	156,600千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,504,371千円	△363,498千円	1,140,873千円
第1項 建設改良費	1,315,559千円	△363,498千円	952,061千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	226,865千円	△39,321千円	187,544千円
(2) 交際費	15千円	△2千円	13千円

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 71 号

## 平成28年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成28年度徳島県駐車場事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度徳島県駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	5,619千円	12,619千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	76,374千円	△419千円	75,955千円
第2項 営業外収益	1,341千円	△419千円	922千円
支 出			
第1款 事業費用	64,357千円	△172千円	64,185千円
第1項 営業費用	64,351千円	△172千円	64,179千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額5,619千円」を「不足する額12,619千円」に、「過年度分損益勘定留保資金5,619千円」を「過年度分損益勘定留保資金12,619千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	5,619千円	7,000千円	12,619千円
第1項 建設改良費	5,619千円	7,000千円	12,619千円

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第七十二号

## 徳島県税条例等の一部改正について

徳島県税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月二十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

**第一条** 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二十四の次に次の一条を加える。

(家庭的保育事業の用に直接供する家屋等の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例に係る条例で定める割合)

**第二十条の二十四の二** 法第七十三条の十四第十一項から第十三項までに規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

第四十条中「附則第十二条の二の二」を「附則第十二条の二」に、「においては」を「には」に改める。

附則第二十一項中「附則第十二条の二の二第一項」を「附則第十二条の二第一項」に改め、附則第二十二項第一号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、附則第二十三項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「(以下「充電機能付電力併用自動車」という。)」を加え、同項第四号中「基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、「であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」を削り、同項第五号中「除く」の下に「。附則第二十五項第五号において同じ」を、「定めるもの」の下に「(以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)」を加え、附則第二十四項の表中第四項第一号の項から第四項第三号の項までを削り、附則中第三十六項を第三十八項とし、第三十五項を第三十七項とし、第三十四項を第三十六項とし、第三十三項の前の見出しを削り、同項を第三十五項とし、同項の前に見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十二項を第三十四項とし、第二十九項から第三十一項までを二項ずつ繰り下げ、第二十八項の前の見出しを削り、同項を第三十項とし、同項の前に見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第二十七項を第二十九項とし、第二十六項を第二十八項とし、第二十五項を第二十七項とし、第二十

四項の次に次の二項を加える。

25 次に掲げる自動車に対する第四十八条第一項から第四項までの規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、附則第二十三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

一 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第十二条の三第五項第二号の総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

二 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法附則第十二条の三第五項第四号に規定する平成三十年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので同号の総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第十二条の三第五項第五号の総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

26 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので法附則第十二条の三第六項の総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので同項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第四十八条第一項から第三項までの規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、附則第二十四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（過疎地域内における県税の課税免除に関する条例及び地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

**第二条** 次に掲げる条例の規定中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

一 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）第二条第三項

二 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）第二条第三項

**附 則**

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

**提案理由**

地方税法の一部が改正され、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の税率の特例措置が見直されることに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





